いちはら子ども未来館
登録団体　各位

令和７年12月１日
いちはら子ども未来館
館長　藤田 大輔

いちはら子ども未来館登録団体の令和８年度施設予約事前調整について

平素より、当館運営にご理解ご協力ならびにご利用を賜り誠にありがとうございます。
この度、令和７年度いちはら子ども未来館（以下、「we ほーる」という）の登録団体（子ども・子育て支援団体）を対象とした、令和８年度の施設利用に係る事前調整方法がまとまりましたので、下記方法にて実施いたします。希望する団体は別紙ご確認の上、期限までに申請を行ってください。皆様のご利用をお待ちしております。

記

【令和７年度 we ほーる登録団体「事前調整」概要】

① **対象団体**
令和７年12月14日(日)までに登録団体手続きが完了し団体登録許可を受けた団体

② **予約可能期間**
令和８年４月１日(水)～令和９年３月３１日(水)※休館日を除く

③ **申請および利用可能施設・時間**
we ほーる内の和室１・2、多目的室、体育室、多目的ホール
各室 午前９時00分～午後９時00分まで１時間単位で申請および利用が可能。

④ **事前調整申請期間**（登録団体**事前予約第１期**）
申請可能期間：令和８年４月１日～令和９年３月31日まで。
令和７年12月５日(金)～12月14日(日)うち12月８日(月)を除く９日間受付

⑤ **事前調整申請の制限**
１団体につき、月８時間までを上限とする。

⑥ **事前調整申請重複に対する調整方法**
１．重複団体に we ほーるより連絡のうえ調整
２．上記により調整できなかった場合は機械式抽選（非公開）

⑦ **事前調整申請内容の確定および結果の通知**
令和７年12月24日(水)　総合受付にて申請団体に個別通知する（要来館）

⑧ **随時予約の開始**（登録団体**事前予約第２期**）
申請可能期間：令和８年４月１日～令和９年３月31日までの期間で、期間の制限あり。
令和８年１月５日(月）午前９時00分以降随時（先着順）

以上

<ご予約前にお読みください>

①利用上のルールをお守りください。

一部の利用者による、施設に対して配慮の欠ける行為が見られます。繰り返し同様の行為が見られる場合、we ほーるの登録団体に適しないと判断し、該当者の属する団体の登録抹消措置を行う場合もあります。判断の対象範囲は、会員をはじめ保護者、参加者等の関係者すべてを含みます。あらかじめご理解の上、ご予約およびご利用をいただきますようお願いいたします。

<お守りください>

・立入禁止、進入禁止場所には立ち入らない。

・ゴミは持ち帰る。

館内にゴミ箱は設置しておりません。団体、個人に関係なく、持ち込んだものはすべてお持ち帰りください。

※自動販売機用のゴミ箱に、お菓子やカップドリンク等の一般ゴミを捨てない。

※傘袋捨ての中に、使用済み傘袋以外のゴミを捨てない。

※ペットボトルリサイクルボックスの廃棄ルールに従う。

・所定の場所で室内シューズ、屋外シューズの脱ぎ履きをきちんとする。

シューズの履き替えをしない行為は、施設を汚破損させる行為です。特に体育室の昇降場所において、シューズの履き替えをしない方を多く見かけます。室内シューズのままトイレに行く、自動販売機に行く、廊下に出る等、絶対にしないようにお願いいたします。

・壁打ちの禁止、許可なく貼り紙をしない。

室内の壁にボールを当てた活動をすることや、蹴ったり体当たりすること等の意図的な行為は禁止です。また、貼り紙などもみだりに貼らないようお願いします。貼り紙については、貼る場所、貼る方法等を管理者に事前に相談の上、許可を得て行ってください。

・会場、用具の原状回復をする。

使用した物品、移動した物品は使用前と同じ配置にお戻しください。子ども会員が多い団体は、片付けを子どもに任せず、代表者等の大人が室内の原状回復を確認してからご退出ください。

・「敷地内」禁煙です。

当館は開館当初より「敷地内」禁煙とさせていただいております。つきましては、駐車場内で、かつ、車内であっても例外ではありません。敷地内での喫煙はご遠慮いただきますようお願いいたします。

隣接する中央図書館・保健センター・上総更級公園一帯は全面禁煙です。

事前調整期間に新規登録団体となった団体について

令和 7 年 12 月 15 日以降 12 月 23 日までの事前調整(第 1 期)期間中に登録団体の許可を得た団体は、令和 7 年 12 月 24 日以降、登録団体書記載の交付日より 1 ヵ月以内に 1 度、令和 8 年度内(3 月 31 日まで)の期間の予約が可能です（ただし、事前調整(第 1 期)の予約時間制限は同様に適用されます）。その後、随時予約の方法に則り予約が可能です。**(12 月 24 日以降に登録団体となった場合も同様)**

その他、ご不明な点は、we ほーる総合受付までお問合わせください。

【問合せ】we ほーる総合受付

午前 9 時～午後 8 時まで対応

TEL：0436-25-0125

FAX：0436-24-5133

E メール：infocontact@we-hall.jp

事前調整（登録団体事前予約第１期）の申請方法

「事前調整（登録団体事前予約第１期）」（以下、「事前予約第１期」という）は以下の通り行います。

【申請書類の配布開始・施設の空き状況の開示】

令和７年 12 月５日(金）午前９時 00 分　we ほーる総合受付にて配布を開始

※登録団体登録書を窓口に提示（厳守）

※来館後、希望者にはＥメールで申請書データの送付が可能です。

※施設の空き状況は窓口閲覧用の紙媒体のみ。コピー不可。データでの送付もいたしません。

【事前調整申請の受付期間・受付時間・受付方法】

１．受付期間・受付時間

全９日間　各日午前９時～午後８時まで

令和７年 12 月５日(金)～14 日(日）※12/8(月)を除く

２．受付方法

受付期間最終日の午後８時受理分まで有効

①we ほーる１Ｆ総合受付（対面）

②E メール　**infocontact@we-hall.jp**

③FAX　　**0436-24-5133**

※②③は、送信後に電話にて受信確認の連絡をしてください。

３．申請結果の通知

令和７年 12 月 24 日(水）午前９時 00 分より随時、個別申請団体に書面にて配布（要来館）

※登録団体登録書を窓口に提示（厳守）

【事前予約(第１期)の留意事項】

①１団体につき、月８時間までの時間制限を設けます。

事前予約(第１期)の申請については、すべての団体が公平に利用できるよう１団体につき月８時間までの時間制限を設けます。何卒ご理解ください。

②申請日程の重複調整について

事前予約(第１期)の申請について、希望の日時が重複した場合は、以下の方法で調整し確定していきます。

<重複調整期間>

令和７年 12 月 15 日（月）～12 月 23 日（火）

<重複調整方法>

①　重複団体に we ほーるより連絡のうえ調整する。

②　①で調整できなかった場合、機械式抽選を行う。(非公開)

③申請する内容は、貸出条件を満たす活動に限ります。

申請可能な施設の範囲は we ほーるの貸出施設のみで、駐車場その他共有部は対象外です。また、申請の時点で貸出時間や定員などの貸出条件を超える予定の申請はお断りいたします。利用内容も必ず明記して下さい。

随時予約（登録団体事前予約第２期）の申請方法

「随時予約（登録団体事前予約第２期）」(以下、「事前予約第２期」という）は以下の通り行います。

１．受付の開始

令和８年１月５日(月）午前９時 00 分以降随時（先着順）※期間の制限あり

２．予約可能期間

令和８年４月１日～令和９年３月 31 日まで（令和８年度内）の期間で、利用希望日の３カ月前(または５カ月前）から予約を可能とします。詳細は以下の通りです。

①多目的ホール以外　３カ月先まで予約可能とする。

②多目的ホール　　　５カ月先まで予約可能とする。

③同日の上記①②を予約したい場合は、上記①②の制限をそれぞれ適用する。

（③＝５カ月前にホールを予約したのち、利用日の３ヵ月前まで待ってホール以外を予約する方法）

④予約スケジュール

12/24 更新

受付開始日	**予約可能期間**（カッコ内は多目的ホールのスケジュール）
令和８年１月５日	令和８年４月 30 日までの期間（6 月 30 日まで）
令和８年２月１日	令和８年５月 31 日までの期間（7 月 31 日まで）
令和８年３月１日	令和８年６月 30 日までの期間（8 月 31 日まで）
令和８年４月１日	令和８年７月 31 日までの期間（9 月 30 日まで）
令和８年５月１日	令和８年８月 31 日までの期間（10 月 31 日まで）
令和８年６月１日	令和８年９月 30 日までの期間（11 月 30 日まで）
令和８年７月１日	令和８年 10 月 31 日までの期間（12 月 28 日まで）
令和８年８月１日	令和８年 11 月 31 日までの期間（1 月 31 日まで）
令和８年９月１日	令和８年 12 月 28 日までの期間（2 月 28 日まで）
令和８年 10 月１日	令和９年１月 31 日までの期間（3 月 31 日まで）
令和８年 11 月１日	令和９年２月 28 日までの期間
令和８年 12 月１日	令和９年３月 31 日までの期間

※受付開始日のみ予約の受付は電話のみの先着順。窓口予約不可。
翌日以降は窓口・電話で予約可。

予約後にご確認いただきたいこと

①市原市公共予約システム「ペナルティ制度」が適用されます。

予約の入力管理はすべて市原市公共予約システムで行われます。

当システム運用に係る「ペナルティ制度」（予約制限）は、当該登録団体も例外では無く一律に適用されます。予約した日程を確認の上、ご利用ください。詳細は、市原市公共予約システムページでご確認ください。（https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=602385adece4651c88c1995d）

②多目的ホールは、利用日の１カ月前までに利用内容の打合せが必要です。

多目的ホールの予約期限は利用日の１カ月前までの日です。当該登録団体も同じ条件です。

可動客席の使用や吊物・照明・音響設備など、あらかじめ施設管理者による準備が必要となりますので、予約はできるだけ１カ月前までに済ませ、利用内容を we ほーると打合せを行ってください。直前の予約をお断りするものではありませんが、利用方法によっては対応できない場合があります。お早目のご予約をおすすめいたします。

③令和８年７月１日以降の利用は団体登録更新の手続きが必要です（※更新については後日別途通知）

令和８年７月以降の利用は、令和８年度の団体登録更新手続きが必要となります。登録更新をされない場合は登録廃止の手続き完了後、７月以降の予約は取り消し処置をいたします。（一般団体の予約可能期間は除く。料金支払いが発生。随時予約して利用は継続可能）